

鳥取県土地家屋調査士会 会報

<http://tottori-chosashikai.com/>

方 *Direction* 位

第162号
2.2.2022

県民のための住みやすい目印。



☆新年のごあいさつ	P 1
☆寅年さん大集合	P 8

目 次

◇ 新年のごあいさつ … 鳥取県土地家屋調査士会 会 長 遠藤 公章 ……	1
鳥取地方法務局 局 長 庄司 健人 ……	2
境界問題相談センターとっとり センター長 田中 正彦 ……	3
公益社団法人 鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 代表理事 太田 達男 ……	4
鳥取県土地家屋調査士政治連盟 会 長 贄川 清 ……	5
鳥取県土地家屋調査士会 東部支部長 森木 琢磨 ……	6
中部支部長 山田 泰史 ……	6
西部支部長 中島 猛 ……	6
◇ 頌春2022 ……	7
◇ 寅年さん大集合 ……	8
◇ 岡村浩史先生 黄綬褒章伝達式 ……	11
◇ 連合会長とりモートで話そう！ ……	12
◇ 支部だより（東部支部） ……	13
◇ 法務局からのお知らせ 表題部所有者不明土地解消作業について ……	14
◇ 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程の一部改正について ……	15
◇ 各種お願い、お知らせ ……	19
◇ 会 議 録 ……	23
◇ 会の動き ……	24
◇ 行事予定 ……	25
◇ 事務局からの連絡 ……	25

新年のごあいさつ

鳥取県土地家屋調査士会
会長 遠藤 公章



新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、ご家族とともに健やかな新年をお迎えになられたことと謹んでお喜び申し上げます。

また、日頃より会務運営につきまして、ご理解ご協力頂いておりますこと厚く御礼申し上げます。

昨年は依然として新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け続け、私達の日常を大きく変えた一年でした。デジタル環境の進展により会議、研修会の方法にリモート方式も一つの手段として定着してきました。

昨年9月1日デジタル庁が設置され、今後の登記行政もデジタル化が一層進んでいくことになると思います。私達土地家屋調査士の業務もオンライン申請も更に進化し、業務のあらゆる場面がデジタル化に向かっていくことが考えられます。本会としましても情報収集に力を入れ、迅速に対応してまいります。

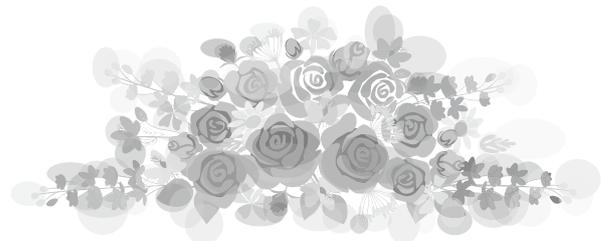
令和3年度から実施されました、年次研修制度におきましては、5カ年計画の1回目を本年1月に実施いたします。年次研修は日本土地家屋調査士会連合会が定める義務研修となっております。本会といたしましても全会員、一人残らず受講していただけるよう年次研修を実施してまいります。会員の皆様におかれましてはできるだけ早い機会に受講していただきますようお願いいたします。

近年社会問題化している所有者不明土地、空き家等の問題を解決するため、令和3年4月に「民法等の一部を改正する法律」等が成立・公布されました。令和5年4月以降、段階的に施行されるこれらの新制度は、我々土

地家屋調査士も大きく関わる制度となっております。施行にあたって今後、多くの政令等が定められてまいります。本会も情報収集、整理を行い会員の皆様へ迅速に伝達し、新制度の一翼を担えるよう努めます。

また、公益社団法人鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、鳥取県土地家屋調査士政治連盟と連携し業務拡大を図り会員の皆様の事務所経営の安定化に役員一丸となって努めてまいります。

最後になりましたが、会員の皆様とご家族の御健勝と御多幸、そして登記行政の発展を祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

鳥取地方法務局

局長 庄 司 健 人



明けましておめでとうございます。鳥取県土地家屋調査士会会員の皆様には、穏やかな新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

旧年中、皆様には表示に関する登記を始め法務行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございました。

昨年は、一昨年引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、断続的に緊急事態宣言が発せられるなど、予断を許さない状況が続きましたが、本年は、この状況が一日でも早く終息へ向かうことを心から願っております。

それでは、この機会をお借りして登記制度を取り巻く情勢を若干申し上げます。

昨年4月21日に「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立し、同月28日に公布されました。両法律は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から、総合的に民事基本法制の見直しを行うものです。

また、昨年6月7日には、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議において、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」が決定され、表示に関する登記の関係では、土地売却に伴う分筆登記や地積更正登記等を円滑化し、土地利用を促進するため、隣地所有者が不明な場合などに対応する観点から、一定の要件の下で隣地所有者の立会いがなくとも法務局の調査に基づき筆界認定を行い、分筆登記等を可能とする仕組みを

令和4年度中に導入する方針が掲げられました。

今後、これらの仕組みを円滑に運用していくためには、会員の皆様がこれまでに培ってこられた知識や経験がますます重要になるものと考えますので、引き続き御協力をお願いいたします。

法務局としましては、所有者不明土地問題を始めとした相続登記の促進が政府の最重要課題であることから、引き続き、法定相続情報証明制度及び自筆証書遺言書保管制度の更なる利用拡大を図るとともに、長期相続登記等未了土地の解消作業や表題部所有者不明土地の解消作業に積極的に取り組んでいくところです。今後は、相続登記の義務化に向けた準備を着実に進めていくなど、これらの重要課題に対する取組を通じ、登記制度の更なる充実・発展のため、一丸となって努力してまいりますので、引き続き御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、皆様の御健勝と御多幸、そして、鳥取県土地家屋調査士会のますますの御発展を祈念いたしまして、私からの新年の挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ

境界問題相談センターとっとり
センター長 田中正彦



新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は境界問題相談センター運営につきまして深いご理解と格別なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は1年延期になっていたオリンピック、パラリンピックがようやく開催されたものの国内はもとより世界中で新型コロナウイルス感染症の影響は続き、様々な社会的経済活動が制約される状況が回復できない年でもありました。

当センターにおきましても同様であり、活動状況はと言いますと、運営委員会は例年3回開催するところ1回の開催となりました。取扱件数は、令和3年4月から12月までの電話問い合わせ13件、問い合わせ来館者1件の合計14件の受付数でした。内、受付面談は2件です。

また、今期の事業として、『筆特室とセンターとの打合せ会』と「境界問題合同無料相談会」は、コロナ感染拡大及び諸般の事情により、中止となりました。

例年は、総会の翌日に開催されている「中国ブロック協議会担当者会・分科会」は11月26日から2日間にわたり、岡山市で開催され参加いたしました。

他県のセンターの活動報告もお聞きし、法務局、弁護士会との合同相談会、調停事例の紹介、周知広報活動・媒体利用の現状など新聞広告やリーフレットの置き場所、中でも山口会では警察署にも置いてもらっているとのことで、「警察から聞いた」という市民から

の相談は継続的にあるようで特に効果があるとのことでした。

規模も相談件数もかなり違いはありますが、積極的に活動をされている様子などを聞き今後の活動に大いに刺激を受け、今一度センターの使命は何なのかを考えて県民の皆様にはわかりやすく利用しやすい場所となるように視野を広げて取り組んで参りたいと思います。

その他活動としては、例年報告しています日調連へのセンター運営報告書の提出、筆界特定制度とセンターの今後の連携方策に関するアンケートを提出致しました。

日常業務におきましても、相変わらず相続未登記、所有者不明土地等、問題はありますが、センターにおきましても各専門家との連携を一層深め、紛争の解決に臨みたいと思います。

最後になりましたが、今年も引き続き会員の皆様に境界問題センターとっとりへのご理解、ご協力をお願い致しますと共に皆様とご家族様にとりまして本年が穏やかで明るい1年となりますことを心より祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

本年もよろしく願い致します。

新年のごあいさつ

公益社団法人鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
代表理事 太田 達 男



新年明けましておめでとうございます。令和4年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

旧年中、社員の皆様には嘱託登記業務を始め円滑な会務運営につきましても格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。昨年の通常総会で鳥取協会も役員改選があり、引き続き代表理事を拝命し2期目となりました。また、役員も変わりましたが体制を整え本年も新役員、事務局職員一同変わらず会務に全力を尽くし取り組んでいく所存です。引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、鳥取協会の現状はと言いますと、昨年鳥取協会の事業の中で大きく割合を占める法務局法14条地図作成業務を入札の結果、令和元年と同様、同じ兵庫県の法人に落札され、受託することが叶いませんでした。今後も同様に毎年競争が続くと思われませんが、全公連中国ブロック協議会と協議しながら、何とか落札受託できるよう今後も入札に向かって検討・検証していきたいと考えておりますので、皆様にもご迷惑をおかけするとは思いますが、ご協力していただきますようよろしくお願い致します。

また、いまだに終息の見通しが見えてこない新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常総会、研修会等参集しての開催ができていません。最近は、感染者も少なくなり落ち着いてきた様子でしたが、また新たな変異株が出現し、今後も予断を許さない状況は続くのではないかと考えられます。鳥取協会でも理事会、各部会等の会議も参集とオンライン会

議をできる体制、ハイブリッド方式での会議も開催しており、感染拡大防止に努めておりますが、大分慣れてきたとはいえ、やはり顔を突合わせ面と向かって話をするのが一番だとつくづく感じます。途中で通信が途絶えたり、発言等聞き取りにくかったりはどうしても出てきます。ただ、今後はオンライン会議が主流になってくると思いますので、体制を整えていくことは必須だと考えております。皆様にも引き続きご不便をかけるとは思いますが、ご協力よろしく申し上げます。

コロナワクチンも開発され3回目の投与もされていくようですが、新型コロナウイルスの感染拡大が一刻も早く終息し、元の日常(元に近い日常)に戻れるように願うばかりです。

私事で恐縮ですが本年は5回目の年男(寅年)を迎えました。所謂世間では還暦を迎えたということになります。頭も体も以前と比べ劣化しては来ましたが、なるべく現状維持出来るよう、何とか皆様にご迷惑をかけないよう頑張りますので今後もよろしくお願い致します。

最後になりますが、本年が社員の皆様とご家族様にとりまして、穏やかで実りある素晴らしい一年となりますよう祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ

鳥取県土地家屋調査士政治連盟
会長 賛川 清



新年あけましておめでとうございます。皆様には初春を穏やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年の衆議院総選挙における、当会推薦の各地区候補者当選に際しましては、皆様のご理解とご協力を賜りましたこと誠に感謝申し上げます。本年7月には参議院選挙も控えておりますので引き続きよろしくお願いいたします。

昨年、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立いたしました。この改正は、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しの一環として位置づけられたもので、その中身には所有者不明土地問題にとどまらず通常の不動産に係る取引や管理に大きな影響を及ぼす内容も含まれています。特に土地家屋調査士業務にも少なからず影響をもたらす「相隣関係」に係る不動産実務への影響については、政治連盟といたしましても社会から理解を得られるよう、しっかりと取り組んで参りたいと考えております。

さて、本年も鳥取県議会自由民主党、公明党より予算要望事項等提案の機会をいただき、令和4年度について、以下のとおり要望させていただきましたのでご紹介させていただきます。

①不動産表示登記に係る「入札区分」の新設について

一昨年、国との契約のための全省庁統一資格の入札業務区分に「登記関連業務」が設けられました。鳥取県が主体となる公共事業においても、不動産表示登記の専門家

たる土地家屋調査士のみが行い得る業務であることを明確にした項目を新設するなどの適切な入札方式の改善を要望しました。また、測量会社と土地家屋調査士の業務分担や業務の重複部分などを明確にするため「分離発注方式」を提案して参りたいと思います。

②官民確定事務に係る土地家屋調査士の活用

土地家屋調査士（若しくは公嘱協会）が自治体職員に代わり、官民境界確定事務のお手伝いをさせていただくことにより、事務の軽減・迅速化、経費の削減はもとより、休日の立会も可能となり、県民への行政サービス向上に繋がることへの提案をいたしました。

③未登記道路（道路内民有地）解消について

道路内（県道敷）の一部または全部が私人の名義のままになっている、いわゆる「道路内民有地」、「未登記道路」について、放置することのリスクや全国各地で発生している諸問題などを取り上げ、これら事案解消に向けた（分筆登記費用等）予算確保など、土地家屋調査士の活用を提案いたしました。

これら中長期的取組となりますが、土地家屋調査士制度の理解を求め、当連盟の大きな柱である土地家屋調査士業務、嘱託業務の拡大、拡充を目指して参りたいと思います。また、新型コロナウイルスの感染状況は、比較的落ち着いてきているところですが、引き続き、基本的な感染症対策を徹底し、定時大会でご承認いただきました事業を進めて参りたいと考えておりますので、連盟会員のみならず会員皆様のご理解とご協力をどうかよろしくお願いいたします。

最後に皆様とご家族にとりまして、穏やかで、実り多き素晴らしい年となりますよう祈念し新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ

東 部 支 部



新年あけましておめでとうございます。本年もよろしく願い申し上げます。昨年も新型コロナウイルスの影響を受けた年となりました。親睦会等の対面形式の行事は実施できず、会議・研修会等はZoom等のリモート形式が主流となり、最初は戸惑っていた私たちも徐々に慣れてきたころでしたが、秋ごろにウイルスの感染拡大が落ち着いたこともあ

東部支部長 森木 琢磨

り、支部研修は会場に集合する形式で行いました。懇親会等は見合わせましたが、久しぶりに支部会員と顔を合わせる事ができ、人と人がコミュニケーションをとるにはリモート形式よりもやはり対面形式の方がいいものだなと感じました。ウイルスの拡大も落ち着き、やっとこれまでの日常を取り戻せるかと思った矢先の年末からの再拡大でいい加減にうんざりする年明けとなりました。本年こそは平穏な日常がおくれることを願います。

中 部 支 部



会員の皆さん全員のご多幸をお祈りいたします。今年も残念なことにコロナで明けました。デルタ株よりも軽症だと報じられていますが、オミクロン株は普通の風邪と比べるとやはりかなり重症である

中部支部長 山田 泰史

と言われています。完全に鎮静化するまでは予断を許さず、密を避けて予防する以外に手立ては少なく、今一度の予防に対する引き締めをお願い致します。

一日も早く安全に暮らせるよう期待せずにはられません。そして会員個々との交わりを始められ幸せな時を共有できれば幸いです。

西 部 支 部



2022年新年おめでとございます。年末年始は数年ぶりの寒波に襲われ大雪になるとの予測でしたが、比較的穏やかな正月を迎えられたと思います。正月の霊峰大山は、冠雪をたたえ稜線は美しく雄大な姿は感銘を受けました。

西部支部長 中島 猛

会員の皆様方は、土地に関して日々隣接の方々と境界確認にご苦労なさっていることと思います。

正月の穏やかな天候のように今年一年の立会が穏やかにすすむように願っているのは、私のみならず会員皆様のお気持ちではないでしょうか。ただ、過去の寅年では波乱が多かったように新聞に記載されていたのが気になるところです。

頌 春 2022



新しい年を迎え 会員皆様のご多幸をお祈り申し上げます。
本年もよろしく願いたします

鳥取県土地家屋調査士会

公益社団法人 鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

会	長	遠藤公章
名	譽	會長 贄川清
副	會	長 野田幸洋
		” 福山英雄
		” 中川則美
理	事	安養寺務
		” 岩本薫
		” 吉田康憲
		” 田中正彦
		” 國米剛
		” 岩佐昇
代	表	監 事 松本雅人
監	事	杉本守邦
		” 鐵本達夫
網	紀	委員 長 岡村浩史
網	紀	副委員 長 松島浩之
網	紀	委員 藤田義彦
		” 渡邊徳和
		” 山崎敏
		” 松南徹男
予	備	網紀委員 野田頼美
		” 原井芳弘
		” 松下昭宣

理	事	長	太田達男
顧	問		遠藤公章 本會會長
相	談	役	福山英雄
副	理	事	長 田中健一
			” 西山浩美
			” 牧田継夫
理	事		江澤孝嗣
			” 松島慎悟
			” 渡邊徳和
			” 山崎敏
			” 猪狩英明
監	事		中原俊二
			” 猪狩祥二郎
選	定	委員	長 猪邊英明
選	定	副委員	長 渡邊徳和
選	定	委員	松島慎悟
			” 蓮佛朗
			” 福山英雄
			” 中川則美

鳥取県土地家屋調査士政治連盟

会	長	贄川清
副	會	長 森本和彦
		” 半那和也
幹	事	長 蓮佛朗
副	幹	事 長 安谷潔
		” 松本雅人
会	計	責任者 坂本幸男
会	計	責任者職務代行者 杉本守邦
監	事	田中正孝
		” 岩崎信



寅年さん大集合



太田達男 会員

昭和37年生
(東部支部)

明けましておめでとうございます。

私は5回目の年男を迎え60歳、世間では還暦という歳を迎えました。

土地家屋調査士としては、平成6年合格、平成8年開業で、多分26年目を迎えています。平成6年受験したときは、丁度長女が生まれた年で、広島に口述試験に行ったときに生まれたので、よく覚えており懐かしく思い出します。土地家屋調査士の補助者歴も長く10数年丁稚奉公し、10回目の受験でようやく合格したので、まあ、あきらめが悪かったというか、よく言えば精神力が強かったというか、とにかく調査士業界歴は40年近くとなりました。

土地家屋調査士として、あと何年していいのか、または出来るのかわかりませんが、体も大分ガタガタ（腰、膝、肘等関節と、体脂肪、悪玉コレステロール等々）がきており、何とか頑張っていこうと思っています。

最近、自分を振り返ってみると、あれ？趣味がないことに気が付き、何もやっていないことに気が付きました。コロナ禍で家飲みばかりしており、酒量が増えてしまいました。なにか趣味を見つけていくことを目標にしたいと思います。3年前に猫（マンチカン・雄）を飼い始めて、その猫にドハマリ？、癒しの毎日を送っています。その猫と戯れるのが趣味かもしれませんが。

私もあと20年くらいは健康寿命で生きて行きたいと願いたいものですが、皆様もコロナウイルスに負けないよう、頑張っていきましょう。



鐵本達夫 会員

昭和25年生
(中部支部)

今年はとし男なので何か思う事をと、言う事ですが、人間十干が6回十二支が5回めぐって、60歳で還暦となり一つの人間が出来上がるのだそうですが、それから先は本人の努力によってプラスされていくと、言う話しを聞きました。(2月3日が年始め)

よく人生目標を持って、あーやって、こーやってこの時期にこれをしてと、思っただれでも考えたり行動したりですが、足跡をみるとあっちに曲がりこっちに曲がりて真っすぐな事になっていません。なかなか思ったように進まないものです。

私は土地家屋調査士になりたいと思ったのが、20才を過ぎた頃でしたが、登録したのは48才でした。したがって業務歴の長い先輩の皆さんに、あれ聞きこれ聞きながらの日々でした。しかしながらやってみようと思って、始めたので、どこ迄やれるのかわかりませんが、先輩の皆さんに助言を頂きながらやろうと思っています。

調査士業務はなかなか味のある仕事なのでやめられないスルメのようにかめばかむほど味がすると、先輩方の声がするようです。

今年は激動の日々だと話しを聞きました。が、何んとか乗り越えなければと思います。目標として、これから50年間大きな声を出して行くぞーと、感ずるところです。

**山田 泰史** 会員昭和25年生
(中部支部)

六回目の年男で、55歳から補助者経験もなく測量機も見たことも無かったが、河川敷で一人練習。不動産を営んでいる知人に「調査士取りました」と連絡すると、ご祝儀に土地確定測量の案件をくれた。ノウハウがないので、人伝に新人の駆け込み事務所に行き、報酬を全額渡して教えて頂いた。

10年経ち、年金受給手前となり、40年来の夢を果たすべく単身倉吉に移住。昨年は大腸ポリープの切除を受け、ワクチン後遺症で後頭部が痒くなり、それ迄もすれ違う相手の顔が分からず、メールもパソコン操作も苦痛になった。父が大往生して名古屋に往復するも、高速の標識を見逃してしまう有様。

倉吉に戻り、筆特登記官に相談しつつ、ディスプレイに顔をくっつける様に図面を作成した。ようやく両目の手術も終え、視力がリセットされて、澄み切った空気を味わいつつ、あと8年位、境界で悩んでいる人のお世話をしたいと考えています。聞き役の黒子に徹して務め上げる事がより大切かなと感じております。

**中川 則美** 会員昭和37年生
(西部支部)

私は昭和37年生まれ今年で60歳還暦。思えば調査士会に入会したのが昭和61年24歳の時も寅年である。入会して3回目の年男。

幼いころテレビで見たタイガーマスクに憧れ、自分が寅年であることで小さな優越感を感じながら、何かカッコいいことできるんじゃないかなと歳を重ねたが、特に活躍もなく現在に至る。

まわり道をしながら今のかみさんと出逢い結婚をして娘二人の父親になり子育てに悪戦苦闘中。子育てって大変。それでも子供たちの笑顔に励まされ何とかやっている。

最近、不思議に思うのは人からあまり怒られなくなったということ。これが歳をとると言うことなのか、それとも相手にされていないのか、たまに怒られると妙に新鮮で感動しているおかしな自分がある。しかし、怒られない反面すこし短気になったようだ。かみさんや娘の何気ない一言でムっとなり言い返すが返り討ち。口では勝てない。最近はお後の為かみさん、娘の前ではなるべく我慢するようにしている。かわいい爺さんでいようと思う。

若いころから飲み会大好きで最後までとことん飲むから翌日は仕事にならない。この御時世なので夜の街が恋しい。誘ってもらえばいつでもOK牧場。

こんな私ですが還暦という人生の節目。自分なりですが頑張りますので皆様よろしく願いいたします。

**妹尾 真人 会員**昭和49年生
(西部支部)

新年、明けましておめでとうございます。寅年ということで、記事を書くことになり、パソコンを検索して見ましたら、ちょうど12年前に記事を書いていました。

その記事の中で「次の寅年のときに、現在の自分の姿が、どのように写るのか、楽しみで、こっそりと実家の裏庭にタイムカプセルでも埋めておこうかと考えているところです」と書いていましたので、それに少し触れたいと思います。

自分の姿・・・見ただけで言えば、老けた感がありますが、もう何年もウォーキング、腕立て伏せと腹筋をやっていますので、そんなに太った感じはありません。体重計にもっているもので気にするようにはしていません。

タイムカプセルを埋める・・・これはやっていません。なるべく物や写真として「残すように」しているので、よしとします。

「残すように」・・・よく言えば、物持ちが良く、悪く言えば、物を捨てられない、とてもいいですか、一部ですが、未だに調査士試験の時に配布されたプリントやテキスト、本試験の時に配布されたテストも持っています。後、中学生の技術の時間に使っていた工具袋は現場用の工具入れとして使い、技術の時間に作った工具箱は金属鋏やプレートなどを入れて使っています。どれも小さめなので、新しいものに変えたいですが、まだまだ使っていきます。

また、最近ではそれまで何もなかった趣味もできて楽しんでます。

これからも日々の健康に気を付けながら、いろいろと頑張っていきたいと思います。

最後に12年後の次の寅年には、調査士の活躍の場が、更に飛躍的に広がっていることを願っています。

**猪狩 英明 会員**昭和37年生
(西部支部)

気持ちと実年齢とのギャップが大きい還暦、気が付けばこんな歳になってしまったというのが率直な気持ちです。二十歳の時の自分が、今の土地家屋調査士をしている自分を見たらきっと驚くだろうなと思います。

そもそも、私が今の仕事を目指すようになったのは、約20年前にとっとり花回廊が出来て、それを見に行った時、こんな山の中でこんな構造物（宙に浮いた回廊）をよく作ったなと感激したのがきっかけでした。また、これを作るにはまず測量をしなければならない事を知りました。

そんな仕事が出来たらいいなと思っていたところ、測量して登記までする土地家屋調査士という仕事があることを知り、誰でも取れる資格だったこともあり挑戦してみることにしたのです。まあ、試験に受かるまで5年かかりましたけど。私は、50歳を過ぎてから今の仕事を始めたので、まだまだいろいろなことを教わりながら仕事をこなす毎日です。お世話になっている方々には本当に感謝です。

ところで、私は趣味で毎年、フルマラソンを年2回、ハーフマラソンを年3回、10キロマラソンを年3回挑戦していましたが、コロナ禍の影響ですべて中止になって2年が過ぎ、今フルマラソンを走り切れるか自信がありません。同じ年のマラソン仲間になつたら、皆でホノルルマラソンに出ようと計画していますが、果たして実現するのでしょうか。早く終息してほしいものです。

体を鍛えて長くこの仕事をしたいと思います。

そして、次の年男にもまた、この記事を書いていただけるよう頑張っていきたいと思いません。

岡村浩史先生 黄綬褒章伝達式が行われました

東部支部 中 田 俊 三

令和3年12月23日（木）鳥取地方法務局において、岡村浩史先生の令和3年秋の黄綬褒章伝達式が鳥取地方法務局にて行われました。

庄司健人鳥取地方法務局長より岡村浩史先生に黄綬褒章章記が授与されました。新型コロナウイルス感染対策として鳥取地方法務局での伝達式となりましたが、授与式には鳥取地方法務局から庄司健人鳥取地方法務局長をはじめ、松尾陽子次長、森山昌弘総務課長、渡邊徹志郎首席登記官にご出席いただき、当会からは遠藤公章会長が出席されました。

岡村浩史先生おめでとうございます。



前列左から、遠藤公章会長、岡村浩史先生、庄司健人鳥取地方法務局長
後列左から、森山昌弘総務課長、松尾陽子次長、渡邊徹志郎首席登記官

連合会長とリモートで話そう！

研修員 原 祥二郎

令和3年10月28日（木）午後4時から午後5時に、連合会電子会議室と下記参加者とのZoom会議に参加しました。

参加者は	連合会	岡田潤一郎（会長）
		山本憲一（広報部長）
	東京会	石川忠紀（長期修繕計画検討PT・サブリーダー）
	神奈川会	小金井美和子（研修運営委員）
	埼玉会	飯野小百合（研修部員）
	三重会	佐藤浩之（境界鑑定・管理委員会委員長）
	鳥取会	原祥二郎（研修員・オンライン登記申請促進委員）
	長崎会	大塚進作（境界鑑定委員会委員）
	岩手会	下斗米佑太（東北B会長・岩手会長推薦）
	香川会	秋山卓道（筆界特定事例研究委員会）
オブザーバー	連合会	鈴木木貴志（副会長）
(画面オフ)		久保智則（広報部次長）
		中山敬一（広報部理事）
		濱田真行（広報部理事）

まず出席者の確認、連合会長の挨拶の後、自己紹介（登録年、会での役職・委員会名、事務所形態（個人・法人、補助者数）をしました。

参加者は、登録3年以内くらいの新人で個人事務所の人が多かったように思います。

そして何より、各ブロックの抽選で当選した運の良い人との事でした。

その後自由なトーク時間で、テーマ「未来、これから」だったのですが、連合会長と話をする機会もなく緊張していたのは、私だけだったかも知れません。他の方は、連合会長の気さくな人柄に徐々に打ち解けて、お話されていたと思います。

緊張のため会話の内容を覚えていないのですが、印象に残ったのは、東京に来られたら気軽に連合会長室に尋ねてください。怖い所ではありませんと言われた事。

また、連合会の方がZoomで立会いの経験はありますか？と問いかけられ、参加者には無かったのですが、連合会の方が経験ありと答えられ、今後Zoom対応の立会いも可能な時代になったのかと思った所です。

後日、記念品の手帳も送られてきて貴重な体験をさせて頂き、有難うございました。



令和3年度 東部支部研修会

東部支部長 森 木 琢 磨

本年度の東部支部研修は、令和3年12月11日に八頭町隼地区公民館にてドローン飛行体験研修を行いました。

私たちの業界におきましても今後の測量は、ドローンを用いた測量が重要となると言われるようになってから久しいですが、ドローン導入に向けて何から始めればいいのかと二の足を踏んでおられる会員が多いと感じておりましたので、まずは気軽にドローンにふれあっていただきたく導入に向けての一步となればと考え、株式会社NEXTMOTION様のご協力のもと研修会を実施することといたしました。

研修では近年のドローン測量の動向、飛行のためのライセンスや法律等を説明していただいた後、会場に附属する体育館にて実機の飛行体験、飛行シュミレーター・測量ソフトの体験をしました。

実際にドローンを操縦するのは初めての会員が多かったのですが、ラジコン感覚で楽しみながら体験することができたと思います。質疑応答の時間も測量精度はどうか、導入費用はどのくらい必要なのかなど、いつも以上に多くの質問が寄せられ、会員の皆様のドローン測量への興味の大きさがうかがえました。

これまで取り扱ってこなかった新技術の導入するのはいろいろと大変ですが、今回の研修が業務へのドローン導入の一助となればと思われました。



《法務局からのお知らせ》

表題部所有者不明土地解消作業について



法務局の新たな施策の一つ「表題部所有者不明土地解消作業」は、歴史的経緯により不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が正常に記録されていない土地について、所有者不明土地問題への対策の一環として、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）に基づき、法務局が所有者等の探索を実施し、登記官による表題部所有者の登記等を行うものです。

表題部所有者不明土地解消作業の登記例

解消前の表題部所有者欄（氏名のみ）

所有者	鳥取砂丘右衛門
-----	---------

表題部所有者の登記（調査の結果「鳥取法務太郎」（昭和25年4月1日死亡）と確認）

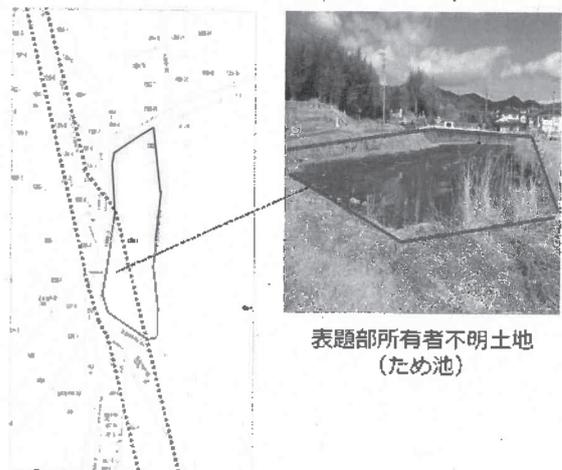
所有者	<u>鳥取砂丘右衛門</u> 鳥取市東町三丁目302番地 鳥取法務太郎〔昭和25年4月1日当時〕 手続番号 第1234-5678-0001号 令和元年法律第15号第15条の規定により令和3年3月30日登記
-----	---

当局では、令和元年度から同作業を開始し、令和3年度は、地方公共団体から要望のあった対象地区のうち、163筆を対象に所有者等の探索を行っています。

また、同作業では、現地調査、歴史的資料の調査、関係人からの情報収集など、様々な調査を行う場合があることから、調査結果の正確性や信頼性の向上を図る目的で、登記官だけでなく、必要な知識及び経験を有する者を所有者等探索委員に任命してこれらの調査に当たらせる制度が導入されています。

当局では、10名の貴会会員を所有者等探索委員として任命させていただき、各地域における対象地の調査に携わっていただいております。

同作業は、地方公共団体等の公共事業地に対する所有者調査において、時間の短縮及び費用の削減が図られ、結果的に公共事業が円滑に進む有効な方策ですので、引き続き同作業について御理解と御協力をお願いいたします。



赤線：表題部所有者不明土地
青点線：道路整備事業地区

対象土地の例（参考）

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程の一部改正について

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程が一部改正され、令和4年1月1日から施行となっております。

鳥取県土地家屋調査士会 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）の使用及び取扱い等に関して必要な事項を定め、職務上請求書の不正使用を防止するとともにその適正な管理を図り、もって土地家屋調査士（以下「調査士」という。）の品位保持と職務上請求書制度の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(職務上請求書)

第2条 この規程において職務上請求書とは、調査士が職務を遂行するうえで、戸籍法施行規則及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の規定に基づき、調査士が職務上必要とする戸籍、除籍、原戸籍等の謄本若しくは抄本若しくは住民票、除票若しくは戸籍の附票の写しの交付又は住民基本台帳の閲覧の請求（以下「戸籍謄本の交付等の請求」という。）をする場合に使用する請求書であって、鳥取県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が頒布するものをいう。

2 職務上請求書は、日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則で定める附録第12号（A4判）によるものとし、30枚の請求書と30枚の請求書控からなる職務上請求書綴込帳を単位として頒布する。

3 本会は、職務上請求書にあらかじめ用紙番号を付さなければならない。

4 本会には、鳥取県土地家屋調査士会職務上請求書管理台帳（別紙第1号様式）を備えなければならない。

第2章 土地家屋調査士の責務

第1節 使用上の責務

(職務上請求書の使用)

第3条 本会の会員（以下「会員」という。）は、職務上必要な戸籍謄本の交付等の請求をするときは、前条第1項に規定する職務上請求書を使用しなければならない。

2 職務上請求書を保有している会員は、事務所に職務上請求書使用簿（別紙第2号様式）を備えなければならない。

(使用上の責務)

第4条 会員は、職務上請求書の使用及び管理に当たっては、戸籍法、住民基本台帳法等の関係法令及び土地家屋調査士法（以下「法」という。）の趣旨を十分に理解し、鳥取県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）及び本規程を遵守し、職務上請求書を不正に使用してはならない。

(使用の制限)

第5条 会員は、調査士の職務を遂行するうえで必要な場合に限り職務上請求書を使用するものとし、身元調査を目的とする請求等、調査士の職務を遂行するうえで必要と認められない請求のために、これを使用してはならない。

2 会員は、職務上請求書を使用する都度、職務上請求書に必要な事項を記載した上で、職印を押印するものとし、必要事項が記載されていない職務上請求書に、調査士名の記載及び職印を押印してはならない。

3 会員は、職務上請求書を使用する都度、使用する職務上請求書を職務上請求書綴込帳から切離し使用し、職務上請求書綴込帳は事務所保管場所から持ち出してはならない。

4 会員は、職務上請求書の様式が変更された場合には、様式変更前の職務上請求書を使用してはならない。

(様式変更前の職務上請求書の取扱い)

第6条 会員は、職務上請求書の様式に変更があった場合において様式変更前の職務上請求書を保有しているときは、職務上請求書使用簿の備考欄に「様式変更のため使用不可」である旨を記載し、様式変更前の未使用の職務上請求書を裁断するなど、再生不可能な状態にして廃棄しなければならない。

2 会員は、前項の規定により職務上請求書を廃棄したときは、その用紙番号及び合計枚数を、文書で本会に報告しなければならない。

(職務上請求書の使用者の制限)

第7条 会員は、当該会員の補助者（土地家屋調査士法施行規則第23条第1項に規定する補助者をいう。以下同じ。）以外の者に職務上請求書を使用させてはならない。

また、法第35条の2に規定する調査士法人の社員（以下「代表権を有する社員」という。）は当該法人の代表権を有しない社員及び使用人である調査士（以下「使用人調査士」という。）以外の者に職務上請求書を使用させてはならない。

(会員証等の提示)

第8条 会員が職務上請求書を使用して戸籍謄本の交付等の請求をするときは、市区町村の窓口にて、本会が発行した会員証を提示しなければならない。

2 会員は、補助者に職務上請求書を使用して戸籍謄本の交付等の請求をするときは、市区町村の窓口にて本会が発行した補助者証を提示させなければならない。

3 調査士法人の代表権を有する社員は当該法人の代表権を有しない社員及び使用人調査士に職務上請求書を使用して戸籍謄本の交付等の請求をするときは、市区町村の窓口にて本会が発行した会員証を提示させなければならない。

(職務上請求書への記載)

第9条 会員は、職務上請求書に不実の記載をしてはならない。

2 会員は、調査士の職務を遂行するうえで職務上請求書を使用する必要があることが明確になるよう、職務上請求書の「請求に際し明らかにしなければならない事項」欄に、その旨を具体的に記載しなければならない。

3 会員は、職務上請求書の記載内容について、市区町村の窓口等において質問を受けたときは、これに誠実に回答しなければならない。

(戸籍謄本等の送付先)

第10条 会員は、職務上請求書を使用して郵便により戸籍謄本の交付等の請求をする場合は、戸籍謄本等の送付先を自己の事務所としなければならない。

第2節 職務上請求書の取扱い及び管理

(職務上請求書の購入)

第11条 会員は、職務上請求書を購入するときは、戸籍謄本等職務上請求書購入申込書（別紙第3号様式。以下「職務上請求書購入申込書」という）に所定の事項を記載して本会に提出するとともに、職務上請求書控綴込帳を提示しなければならない。

2 会員は、1冊を超えて職務上請求書綴込帳を購入することはできない。ただし、未使用の職務上請求書が少ない等の理由で業務に支障が生じるおそれがあるときは、本会にその理由書を提出することにより1冊を超えて職務上請求書綴込帳を購入することができる。

3 本会は、会員から職務上請求書購入の申込みがあったときは、会員証で本人の確認を行ったうえで、職務上請求書を頒布しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、会員の事務所が遠隔地又は離島等で職務上請求書購入申込書の持参が困難な場合は、会長の許可を得て、配達証明付郵便で購入の申込みをすることができる。

5 会員は、第1項に定める使用済みの職務上請求書控綴込帳の提示できない場合は、その理由を明らかにした書面を提出しなければならない。なお、第4項の規定に基づく申込みにおいても同様とする。

6 調査士法人の会員においては代表権を有する社員のみが職務上請求書を購入することができる。なお、法人の使用人調査士が自己の職務の遂行のため、職務上請求書を購入する事を妨げない。

(研修の受講)

第12条 職務上請求書の購入を希望する会員は、日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士年次研修実施要領第6条別紙1、2で定める戸籍謄本等職務上請求書の科目を受講しなければならない。

ただし、新規入会者又は会の変更、一時休会などの理由により、年次研修を受講する機会のなかった者はこの限りではない。

(誓約書)

第13条 第11条の規定に基づき職務上請求書購入の申込みをするときは、誓約書（別紙第4号様式）を提出しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第14条 会員は、職務上請求書を何人にも譲渡し、又は貸与してはならない。

(適正な管理)

第15条 会員は、職務上請求書の盗難、紛失又は毀損を防止するため、自ら適正に管理しなければならない。

2 会員は、職務上請求書を携行するときは、身体から離さず所持することとし、鞆等に入れたまま車中に放置するなどしてはならない。

3 会員は、第7条の規定に基づき当該会員の管理に属する職務上請求書を用いて行った行為について、その責任を負わなければならない。

4 会員は、職務上請求書控のみとなった職務上請求書綴込帳(以下「職務上請求書控綴込帳」という。)は、7年間保管しなければならない。

(職務上請求書使用簿への記録及び報告)

第16条 会員は、本会から職務上請求書を購入したとは、職務上請求書使用簿の用紙番号欄に用紙番号を記載しなければならない。

2 会員は、職務上請求書を使用したときは、職務上請求書使用簿に必要な事項を記載しなければならない。

- 3 会員は、職務上請求書使用簿（毎年1月1日から12月31日までの1年間）の写しを1月31日までに本会に提出しなければならない。

（報告及び届出義務）

第17条 会員は、職務上請求書の盗難又は紛失の事実を知ったときは、速やかに、その旨を本会に報告するとともに、盗難又は紛失の発生場所を管轄する警察署に盗難届出書又は遺失物届出書を提出しなければならない。

- 2 会員は、自己が保有する職務上請求書が第三者により使用されたことを知ったとき、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を本会に報告しなければならない。
- 3 会員は、前2項に規定する報告をした場合は、その旨を職務上請求書使用簿の備考欄に記載しなければならない。
- 4 会員は第1項の規定により報告した職務上請求書を発見した場合でも、以後使用してはならない。

（職務上請求書綴込帳の提出）

第18条 会員は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、保有している職務上請求書綴込帳を本会に提出しなければならない。この場合には、職務上請求書使用簿の備考欄にその旨を記載しなければならない。

- (1) 法第15条第1項の規定により調査士の登録が取り消されたとき。
- (2) 法第42条第3号に掲げる懲戒処分を受けたとき。
- (3) 第28条の規定により職務上請求書の頒布及び使用の禁止の処分を受けたとき。
- (4) 本会を退会（所属する調査士会の変更に伴う退会を含む。）したとき。
- (5) 代表権を有する社員が調査士法人を脱退したとき。
- (6) 調査士法人の社員が代表権を有しなくなったとき。
- (7) 法第39条の規定により調査士法人が清算終了したとき。
- (8) 法第40条の規定により調査士法人が消滅したとき。
- (9) 法第43条第1項第3号に掲げる懲戒処分を受けたとき。

- 2 会員は職務上請求書を当分使用しなくなったと見込まれるときは、保有している職務上請求書綴込帳を本会に提出することができる。

第19条 会長は、前条の規定に該当する会員又は会員であった者が、また調査士法人においては代表権を有する社員であった者が、職務上請求書綴込帳を提出しないときは、その者に対して提出を求めなければならない。

- 2 会長は、会員が死亡した場合には、死亡した会員の親族等に対し、死亡した会員が生前保有していた職務上請求書綴込帳の提出を求めなければならない。この場合、所在不明等の理由により提出できない場合又は提出された職務上請求書綴込帳に不足がある場合は、当該親族等に対し、更に探索したうえで提出するよう求めなければならない。
- 3 会長は、法人の会員において代表権を有する社員が死亡してもなおその法人が存続する場合で死亡した社員以外に代表権を有する社員がいる場合、又は新たに代表権を有する社員となるものがある場合には、その者に死亡した社員が生前保有していた職務上請求書綴込帳の提出を求めなければならない。
- 4 社員が1人である調査士法人が法第39条第1項第7号の規定により解散した場合、会長は、調査士法人の清算人に死亡した社員が生前保有していた職務上請求書綴込帳の提出を求めなければならない。

（提出された職務上請求書綴込帳の取扱い）

第20条 本会は、第18条の規定により提出された職務上請求書綴込帳が未使用であった場合には、これを裁断処理しなければならない。

- 2 本会は、提出された職務上請求書綴込帳が、使用中のものであった場合には、未使用の職務上請求書のみを裁断処理した後、職務上請求書控綴込帳として当該会員又はその親族等に返却しなければならない。
- 3 本会は、前2項の規定により裁断処理したときは、その旨を職務上請求書管理台帳に記載しなければならない。
- 4 本会は、提出された職務上請求書の頒布費用は返金しない。

（盗難等の報告及び未提出の取扱い）

第21条 会長は、第17条第1項若しくは第2項の規定による報告を受けたとき又は第19条の規定により提出を求めた職務上請求書綴込帳が提出されない場合は、未使用の職務上請求書があることを知ったときは、速やかに、その旨を次に掲げる関係機関に報告しなければならない。会員が職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の交付を受けたと認められるとき及び職務上請求書を不正に第三者に譲り渡したと認められるときも同様とする。

- (1) 日本土地家屋調査士会連合会
- (2) 本会を管轄する法務局又は地方方法務局

（戸籍謄本等の取扱い）

第22条 会員は、職務上請求書を使用して交付を受けた戸籍謄本、住民票の写し等の特段の注意をもって取り扱うこととし、職務上必要となる場合を除き、何人にも譲渡し、又は貸与してはならない。

第3章 職務上請求書の印刷及び頒布の管理

(職務上請求書の印刷)

第23条 本会において職務上請求書を印刷する場合には、連合会が定める様式により朱色で印刷しなければならない。
2 前項の印刷は、連合会に委託することができる。

(本会の管理)

第24条 本会は、職務上請求書管理台帳に、職務上請求書の印刷、頒布及び在庫に関する事項を記載しなければならない。
2 本会は、毎年3月末日現在において、連合会にその年度内における職務上請求書綴込帳の印刷冊数、頒布冊数及び在庫数を報告しなければならない。

(守秘義務)

第25条 会員の職務上請求書の取扱いについて情報を知り得た者は、その情報を他に漏らしてはならない。

第4章 職務上請求書に関する啓発

(規程の周知徹底)

第26条 本会は、会報及び本会ホームページに本規程を掲載し、職務上請求書の適正な管理及び使用を図るとともに、研修会等で会員に対し本規程の周知徹底に努めなければならない。
2 新人会員については、入会届の提出に際し、戸籍謄本等職務上請求用紙の使用に関する啓発を適宜の方法で行うこととする。

第5章 責務違反等に対する措置

(責務違反者への措置)

第27条 会長は、会員が第3条から第18条まで及び第22条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に対し、会則第105条の規定による指導又は会則第106条の規定による注意又は勧告をすることができる。

(頒布及び使用の禁止)

第28条 会長は、前条の規定による指導若しくは注意又は勧告を受けた会員に対し、次に掲げる期間、職務上請求書の頒布及びその使用を禁止しなければならない。
(1) 会則第105条の規定により指導を受けたときは、その日から6か月間以内
(2) 会則第106条の規定による注意又勧告を受けたときは、処分の確定した日から1年間

第6章 雑 則

(事務局職員への委任)

第29条 本会は、会長が指名した事務局職員に職務上請求書の頒布及び管理に関する事務を行わせることができる。

(規程に定めなき事項)

第30条 職務上請求書の取扱い及び管理に関して本規程に定めのない事項については、理事会の定めるところによる。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (第3条、第7条、第8条、第9条、第11条～第31条)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第12条については、令和8年4月1日から施行する。

(職務上請求書控綴込帳の保存期間についての経過措置)

2 第15条第4項における職務上請求書控綴込帳の保存については、施行日を基準として3年を経過したものは適用しない。

お 願 い

重要

法定相続情報証明制度に係る代理並びに 戸籍謄本等職務上請求書の取扱いについて

職務上請求書は土地家屋調査士の職務を遂行する上で必要な場合に限り
使用し、身元調査等、調査士の職務に関係のないものに使用することは
できません。

〔特記事項〕

法定相続情報証明制度により、法定相続情報一覧図の保管及び法定相続情報一覧図の写しの申出は戸籍謄本等職務上請求可能。

今一度、職務上請求書取扱管理規程を確認していただき「職務上請求書」の取扱い
に関しまして、下記事項につき、改めて厳守されますようお願い致します。

— 記 —

- 1.職務上請求用紙は、必要分の保持に止め、未使用の同用紙には事前に調査士名の記載及び職印の押印等はしないこと。
- 2.官公署等に対する同用紙の使用に際しては、必要最小限を携帯し用紙の保管・管理は会員自らが行うこと。
- 3.職務上請求用紙の使用状況を明確にするため、同用紙とは別の箇所に管理台帳又は控えの綴りを保管して、いかなる事態にあっても使用状況の把握が行えるよう万全を期すこと。
- 4.土地家屋調査士間といえども、同用紙の貸借は一切、行わないこと。
- 5.車上荒しによる盗難が多発しているため、車から離れるときは、同用紙を肌身離さず持っていること。
- 6.万が一、盗難等の事故が発生した場合には、直ちに所轄警察署に届け出ると共に、調査士会への報告を行うこと。

土地家屋調査士専門職能継続学習(土地家屋調査士CPD)履歴情報の公開について

平成29年6月より、日本土地家屋調査士会連合会のウェブサイトにて土地家屋調査士CPDの履歴情報(過去5年分)が公開されています。本会会員分につきましても準備が整い、同年9月より公開されています。

公開されているポイントの付与は、土地家屋調査士CPDの「認定基準表」に従って、全国共通の基準で適正・公平にポイント(単位)数が付与されていますが、「自己申告」が必要な研修等がありますので、「認定基準表」の備考欄等を参考にしていただき、該当の学習等を終了された会員は、速やかに業務部までご連絡をお願いいたします。

なお公開の対象は、事前に土地家屋調査士CPDの履歴情報の公開に同意された会員のみとしています。

引き続き、土地家屋調査士CPDの趣旨をご理解いただき、本会研修会への出席に努めていただきますとともに、ポイント付与の対象の「日調連eラーニング」の利用も併せてお願いいたします。

※土地家屋調査士CPD履歴情報の検索方法

連合会ホームページ → 土地家屋調査士検索 → 研修履歴欄の数値(ポイント)

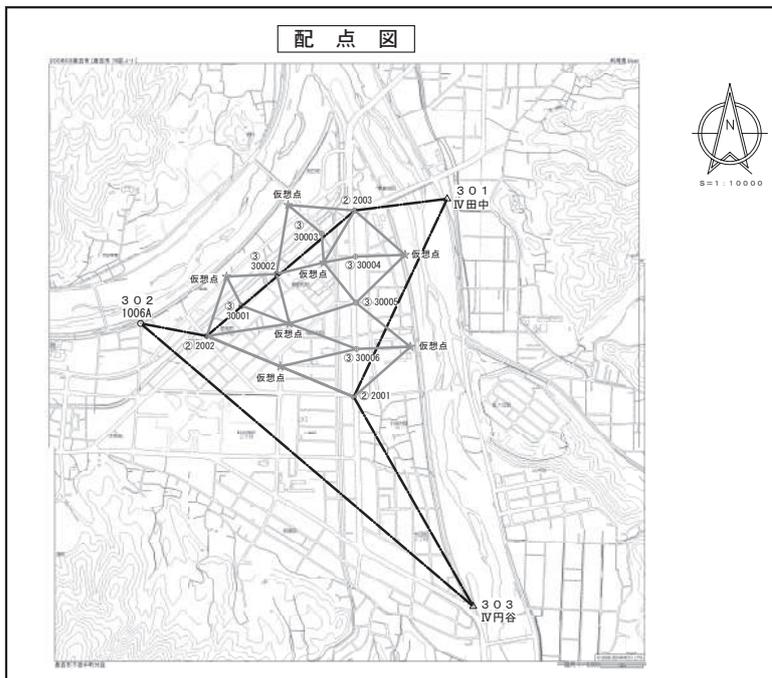
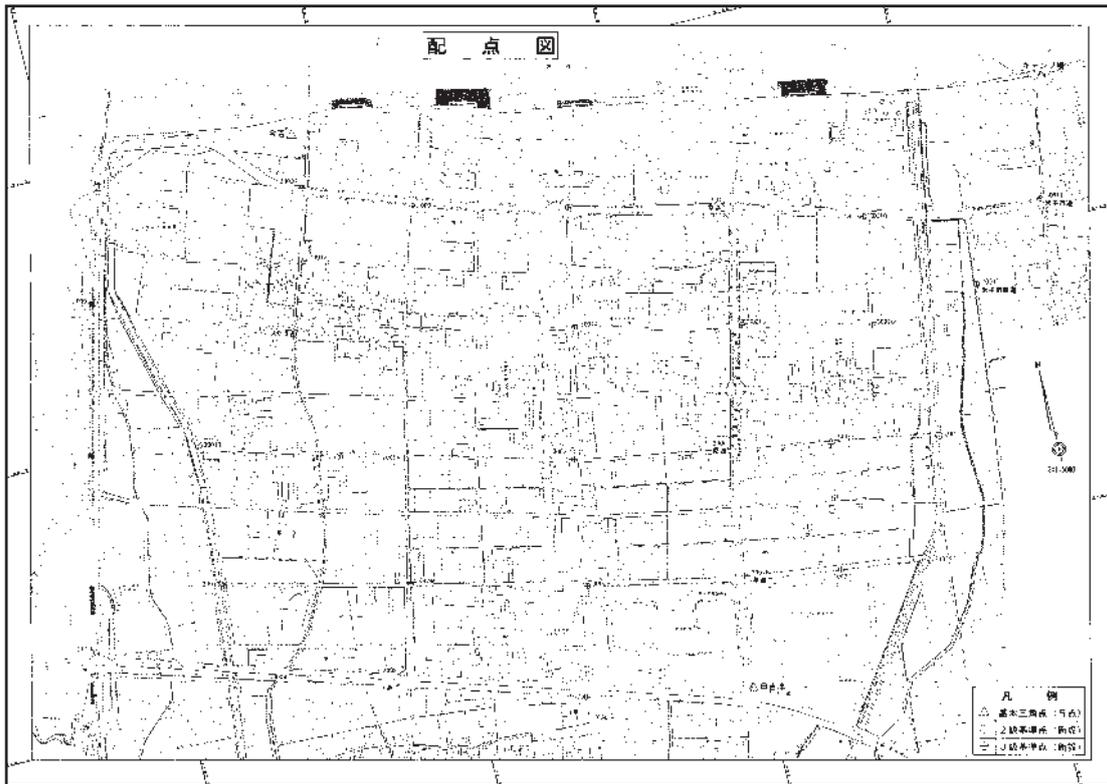
※土地家屋調査士CPD認定基準表の検索方法

連合会ホームページ → 会員の広場 → 研修部 → 土地家屋調査士CPD各種資料
→ 4土地家屋調査士専門職能継続学習 認定基準表・コード一覧表

認定登記基準点使用後の使用報告書の提出について (お願い)

倉吉地区、米子地区の認定登記基準点を使用された場合、鳥取会事務局へ使用報告書の提出が必要となります。原則プリントアウトしたものを提出していただくこととしておりますが、遠方であることなどの事情がある場合はFAXあるいはメール（記載していただいたものをスキャニング）でも受け付けますのでよろしくお願いたします。(FAX:0857-24-3633 E-mail:toricho@guitar.ocn.ne.jp)

なお、認定登記基準点は不動産登記規則第10条第3項にいう「基本三角点等」に該当するものです。周辺に当該登記基準点が設置されている土地において、地積測量図を作成するために測量を行う際は、原則として認定登記基準点を使用することが義務付けられております。報告書の様式は、本会ホームページに掲載しておりますのでご利用下さい。



上の地図
米子地区日吉津村内
(イオンモール日吉津から
北西、北東方向)

左の地図
倉吉市内
(昭和町一東巖城町)

湯梨浜町地内（田後一はわい長瀬）



公共基準点使用報告書の提出のお願い

公共基準点使用についての使用報告は、原則、公共基準点使用報告書を用いて、使用後1ヶ月以内に報告書を提出することとされています。公共基準点を使用した場合は下記の方法により報告されますようお願いいたします。

公共基準点使用条件における使用報告書の報告方法について

報告先 (宛先)		宛先 (FAX、Eメール)	備 考
鳥取市	総務部総務調整局 財産経営課 地籍調査係	FAX (0857)20-3948 電子メール zaisankanri@city.tottori.lg.jp	使用報告書に職印押印後、FAXまたはEメール（カラーPDFで添付）で使用後1ヶ月以内に報告する。原本は各自で保管しておく。
倉吉市	総務部税務課 地籍係	FAX (0858)27-0518 電子メール chiseki@city.kurayoshi.lg.jp	使用報告書に職印押印後、FAXまたはEメール（カラーPDFで添付）で使用後1ヶ月以内に報告する。原本は各自で保管しておく。
米子市	経済部農林 水産振興局 地籍調査課	FAX (0859)56-5201 電子メール chiseki@city.yonago.lg.jp	使用報告書に押印不要で、FAXまたはEメール（PDFで添付）で使用後1ヶ月以内に報告する。原本は各自で保管しておく。
報告先 (宛先)		宛先 (持参 (郵送可)、Eメール)	備 考
境港市	建設部管理課 地籍調査係	〒684-8501 境港市上道町3000番地 境港市 建設部 管理課 地籍調査係 電子メール kanri@city.sakaiminato.lg.jp	使用報告書に押印し、必ず地積測量図を添付して、持参 (郵送可) 又はEメール (PDFで添付) で使用後1ヶ月以内に報告する (FAX不可)。原本は各自で保管しておく。
島根県 松江市	都市整備部 土地対策課 地籍調査係	〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市 都市整備部 土地対策課 地籍調査係	

(留意事項)

- ・ 誤送信を防ぐため、送信前には、FAX番号・電子メールアドレスの再確認をお願いします。
- ・ 報告は、使用後1ヶ月以内となっておりますので、ご留意願います。

eラーニングにおけるコンテンツ視聴について

「eラーニング」はインターネットを介して、いつでもどこでも受講できる研修システムです。eラーニング開設時からコンテンツも増えていきますので、業務の一助としていただきますようお願いいたします。又、コンテンツ（教材）を最初から最後まで視聴することでCPDポイントが付与されます。

※ eラーニングの視聴方法

①連合会ホームページ内の「会員の広場」(IDとパスワードが必要)へアクセス→②「eラーニング」→③利用規約に同意して入場→④「コース一覧」より選択

(公開されているコンテンツ)

1.倫理・法令関連研修

- ・不動産取引に関する知識
- ・不動産登記法改正に伴う論点の再確認
- ・権利の登記に関する知識
- ・土地家屋調査士基礎研修 民法 など

2.業務関連研修

- ・税務に関する知識
- ・不動産規制に関する法律
- ・近年の地籍調査と成果の活用
- ・地籍調査の最近の動向
- ・認定調査士によるADR申請代理の実務
- ・認定登記基準点の実務と活用 など

3.境界関連研修

- ・筆界の特定技法

4.平成25～26年度研究所研究報告会

5.平成27～28年度研究所研究報告会

会員証携帯のお願い

業務を行う場合において、調査士であることを証明するために必要な際に提示ができるよう会員証の携帯をお願いします。（鳥取県土地家屋調査士会会則第102条第1項）

会 議 録

令和3年度 第5回理事会

鳥取県土地家屋調査士会

日 時 令和3年12月3日(金)
午後1時35分～午後5時05分

場 所 倉吉市 上井コミュニティセンター
2階視聴覚室

会長挨拶

議事録作成者

議事録署名者選任

報告事項

1. 会議・事業
2. 会員の異動
3. その他

協議事項

1. 総合

- (1) 次年度予算の編成方針について

2. 総務部

- (1) 日調連第79回総会（臨時総会）
及び意見交換会の出席者について
- (2) 戸籍謄本等職務上請求書使用簿の提出について
- (3) 法務大臣表彰の推薦について
- (4) 土地家屋調査士戸籍謄本・住民票の写し等
職務上請求書管理規程の一部改正について
- (5) ハラスメント防止に関する規程について

3. 財務部

- (1) 令和4年度各部予算見積書の提出について
- (2) 職員賞与について
- (3) 令和3年度親睦事業について

4. 業務部

- (1) 年次研修会について
- (2) 年計報告書の提出について
- (3) 法務局との表示登記事務打合せ協議会について
- (4) 第3回業務研修会について
- (5) 研修会用機材の購入について

5. 広報部

- (1) 第2回士業団体連絡協議会について
- (2) 連合会の助成金を使用した制度広報について
- (3) 制度広報グッズについて

6. その他

- (1) 支部
- (2) 次回会議

令和3年度 第5回理事会

公益社団法人 鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

日 時 令和3年12月10日(金)
午後1時30分～午後4時05分

場 所 鳥取市 鳥取県土地家屋調査士会
3階 事務局会議室

報告事項

1. 会議・事業
2. 令和3年度事業収益
3. 業務進行状況の報告
4. 各部報告
5. 社員の異動
6. その他

協議事項

1. 総務部

- (1) 会計士との勉強会について
- (2) 事務局年末年始休業について
- (3) 日当請求について

2. 経理部

- (1) 今年度予算執行について
- (2) 事務局職員冬季賞与について

3. 業務部

- (1) 令和3年度業務研修会の開催案について
- (2) 講師派遣次期講師について

4. その他

◇ 会の動き

年	月	日	主 要 会 務	摘 要
3	12	2	第2回方位編集会議開催	於 事務局
3	12	3	第5回理事会開催	於 上井コミュニティセンター
3	12	6	土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査実施	於 鳥取地方法務局倉吉支局
3	12	7	公嘱協会立入検査実施	於 事務局
3	12	8	土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査実施	於 鳥取地方法務局本局
3	12	9	土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査実施	於 鳥取地方法務局米子支局
3	12	10	公嘱協会第5回理事会開催（Zoom）	於 事務局
3	12	21	公明党鳥取県議会議員団への令和4年度予算要望説明 贅川政治連盟会長、蓮佛幹事長、遠藤会長、太田公嘱協会 理事長	於 鳥取県庁議会棟別館
3	12	23	岡村浩史会員黄綬褒章伝達式 遠藤会長、写真担当 中田俊二会員出席	於 鳥取地方法務局
4	1	6	事務局執務室 換気扇（南側）修繕工事实施	於 事務局
4	1	13	公嘱協会業務部会開催（Zoom）	於 事務局
4	1	17	第3回方位編集会議開催	於 事務局
4	1	17	鳥取県 災害時応援協定に基づく応援要請訓練実施	於 事務局
4	1	18	事務局執務室 換気扇（西側）修繕工事实施	於 事務局
4	1	24	第1回センター運営検討会開催	於 事務局

◇ 補助者の異動

事 由	支 部	補 助 者 氏 名	会 員 名	年 月 日
使 用	西 部	恩 部 晴 文	恩 部 正 稔 事 務 所	R 4 . 1 . 1

◇行事予定

年 月 日	行 事 ・ 事 業	備 考
令和4年2月7日	表示登記事務打合せ協議会 (Zoom)	
令和4年2月10日	予算会	於 事務局
令和4年2月16日	日調連 銀行担当者向け研修会に関する意見交換会 (電子会議)	
令和4年3月4日	中プロ役員会	於 広島県土地家屋調査士会会館
令和4年3月11日	第6回理事会	於 事務局
令和4年3月16日	第2回士業団体連絡協議会	於 とりぎん文化会館
令和4年3月16日～17日	全調政連第22回定時大会・全調政連会長会議	於 都市センターホテル
令和4年3月18日	公嘱協会第6回理事会	於 倉吉体育文化会館
令和4年3月25日	政治連盟監査会・第1回役員会	於 事務局

事務局からの連絡

※期限前の更新をお願いいたします。

会員証・補助者証について期限をご確認のうえ更新をお願いいたします。

(注意：事務局より期限切れの連絡はいたしません。)

必要書類 会員証更新 会員本人写真 (3cm×4cm) 2枚

補助者証更新 補助者本人写真 (3cm×4cm) 2枚・更新手数料2,000円

編集後記

新年号の「年男さん大集合」を、楽しみにしています。登場した人の生き方など参考にありますし、調査士になった意外なキッカケも興味があります。

巳年の私が7回目の年男になるのは3年後ですが、その時「巳年さん大集合」に参加できるかどうか、体力的に自信がありません。とりあえずこの1年、広報員として頑張ります。

広報員 岩 崎 孝 信

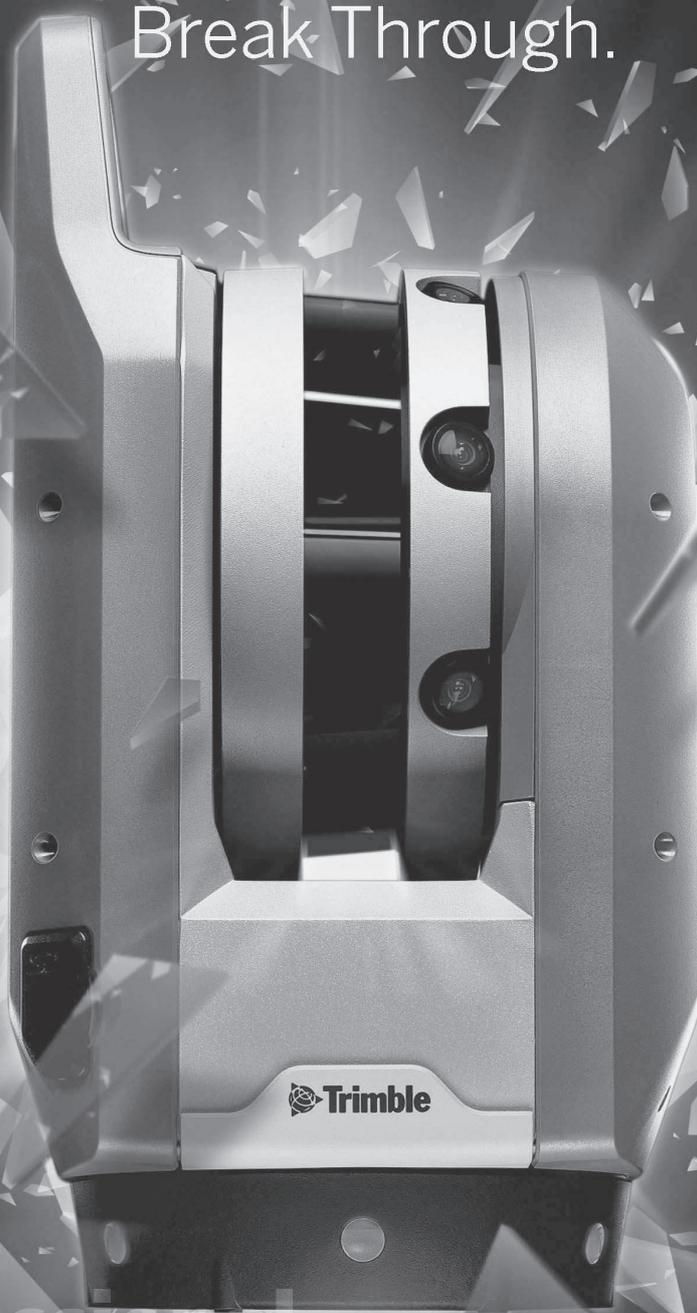
方 位 第162号

発行日 令和4年2月2日
発 会 鳥取県土地家屋調査士会

鳥取市西町1丁目314-1
TEL (0857) 22-7038
FAX (0857) 24-3633

 Trimble.

Break Through.



Simple
Smart
Professional

New Trimble 3D Scanning System

Trimble X7

2020年、常識を打ち破る3Dスキャニングシステムが誕生。
未来を“はかる”。時代を“かえる”。

It's time to Break Through.

Youtube公開中: <https://www.youtube.com/watch?v=u59SL9prO7s&t=3s>

お問い合わせ先

株式会社 トリンブルパートナーズ中国

 Trimble.
AUTHORIZED DISTRIBUTOR

本社 〒735-0004 広島県安芸郡府中町山田2-4-1
TEL:082-236-3820 / FAX:082-236-3821
URL: <http://www.tp-c.jp/>
MAIL: info@tp-c.jp

岡山営業所 〒700-0976 岡山県岡山市北区辰巳8-101
TEL:086-242-3020 / FAX:086-242-3022

山口営業所 〒754-0012 山口県山口市小郡船倉町1番6号
TEL:083-973-3133 / FAX:083-973-3133



株式会社ニコン・トリンブル
www.nikon-trimble.co.jp

掲載の会社名、ロゴ、製品名、その他の商標または登録商標です。

ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。。

測量機器総合保険
(動産総合保険)がお役に立ちます！

測量中にうっかり
測量機器を破
損してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合わせ先】

<代理店・扱者> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

土地家屋調査士の働き方を変える。



TREND REX

土地家屋調査士業務支援システム【トレンドレックス】

Windowsタブレットにも対応!
※一部機能を除く



土地家屋調査士の業務をワンパッケージでサポート!

「TREND REX」は、不動産表示登記業務に必要な各種書類の作成（登記申請書・委任状・不動産調査報告書等）から事件管理・顧客管理・立会の管理に至るまで、調査士業務の効率化および省力化をサポートします。

受託・事件管理

情報収集

調査・測量・図面作成

書面作成

調査報告書

登記申請書

オンライン申請

報酬額計算



30日間無料体験版ご提供中!

ホームページからダウンロードしてお試しいただけます。

福井コンピュータ株式会社

中四国営業所 / 広島市南区比治山本町16-35 広島産業文化センター11F

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・さいたま・千葉・東京・川崎・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・別府・宮崎・鹿児島・那覇

●製品情報・カタログ請求・各種お問い合わせは

[福井コンピュータグループ総合案内]

0570-039-291

福井コンピュータ

https://const.fukuicompu.co.jp



トプコンのソリューションが現場の生産性向上にプラス！

NEW

GT-1200/600シリーズ

Geodetic Total Station



スムーズな
制御

スムーズな
追尾

スムーズな
作業

Smooth Drive Control™ 搭載！
新たなモーター制御技術で
スムーズなプリズム追尾を実現！

- 世界最速！* 新制御超音波モーターダイレクトドライブ
- 世界最小！* 高い機動性を誇る超コンパクトなボディ
- 世界最軽量！* モータードライブTS ながら5.7kg を実現
- クラス最高のトプコンクオリティ
- UAV 測量、ICT 施工制御、ハイブリッド・サーベイ・

システムへアプリケーション拡大！

※モータードライブトータルステーションとして。2020年8月当社調べ

有限会社 松村計量器店

〒683-0054 鳥取県米子市鞆町1-163-4
TEL:0859-33-5311 FAX:0859-33-5312

株式会社 **トプコンソキアポジショニングジャパン**

大阪オフィス 〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-5-15 進徳第六ビル 2階
TEL: 06-6396-8730 FAX: 06-6396-8733 <https://www.topconsokkia.co.jp/>

SOKKIA

次世代モータードライブ トータルステーション



iX

マニュアル TS と
同等の質量 5.7kg

最軽量

最小

最速

超音波モーターによる
180°/秒の旋回性能

モータードライブ
世界最小サイズ

- ・ iX-1203/1205 自動追尾モデル
- ・ iX-603/605 自動視準モデル

測距精度：1.0mm+2ppm
測角精度：3"(iX-603) / 5"(iX-605)
防塵防水：IP65
旋回速度：180°/秒
WindowsCE / MAGNET Field 搭載



iM100 Series

- エントリー マニュアル TS
- 新設計 EDM
- 測距精度 1.5mm + 2ppm
- ノンプリズム測定最大 1,000m



GCX3

- 手のひらサイズの
GNSS 受信機
- QZSS/BeiDou 対応
- 10 時間の連続観測

【測量機器に関するご質問・ご相談】
ソキア測量機器コールセンター
フリーダイヤル
0120-78-4100

【デモンストレーションのご要望・資料請求先】
有限会社 楠衡器製作所 TEL:0857-26-2266
有限会社 松村計量器店 TEL:0859-33-5311
有限会社 ソキワーク TEL:0852-31-4300